



武蔵野市は、昭和46(1971)年度から、市民参加により策定した長期計画に基づいて市政運営を進めています。長期計画とは、市の目指すべき未来の姿を示し、それを実現するための政策を決める、大切な計画です。現在、令和2(2020)年度からスタートした第六期長期計画の策定以降に生じたさまざまな社会変化などに対応し、計画の実効性を保つため、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までを計画期間とする第六期長期計画・調整計画を策定しています。

このたび、調整計画策定に向け、特に議論すべき課題や論点をまとめた「討議要綱」を作成しましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。いただいたすべての意見について、策定委員会での議論の参考とともに、市HPで回答を公開します。

## 討議要綱とは？

討議要綱は、第六期長期計画・調整計画を作成するため、特に議論すべき課題や論点について策定委員会がまとめたものです。下記の目次で構成されており、次頁から、各項目の概要を紹介しています。3~8頁では、分野別にこれらの取り組みや検討していくことなどを記載しています。各項目の全文は、下記二次元コードから確認できます。ぜひご覧ください。

### 目次

- 1 武蔵野市における長期計画・調整計画について → 2頁
    - (1) これまでのあゆみ (2) 調整計画の役割と位置付け
    - (3) 計画期間と計画見直しのサイクルについて
    - (4) 策定の流れについて (5) 討議要綱とは
  - 2 基本的な考え方 → 2頁
    - (1) 計画に基づく市政運営 (2) 情報共有の原則
    - (3) 市民参加の原則 (4) 協働の原則
  - 3 第六期長期計画における基本目標等について → 2頁
    - (1) 第六期長期計画における目指すべき姿
    - (2) 基本目標 (3) 基本課題
  - 4 市政を取り巻く状況について → 2頁
    - (1) 社会経済情勢等の変化 (2) 将来人口推計
    - (3) 財政状況
  - 5 第六期長期計画(令和2[2020]年度～)の実績 → 2頁
    - (1) 分野別の実績
    - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響への取組み
  - 6 分野別の課題
    - (1) 健康・福祉 → 3頁 (2) 子ども・教育 → 4頁
    - (3) 平和・文化・市民生活 → 5頁 (4) 緑・環境 → 6頁
    - (5) 都市基盤 → 7頁 (6) 行財政 → 8頁
- ※詳細は3~8頁右下、二次元コード参照

### より詳しい情報を知りたい方はこちら

討議要綱(全文)および別冊資料は、市役所案内、企画調整課、市政資料コーナー、各市政センター・図書館・コミセン、市民会館で配布しています。市HPからも閲覧できます。



## ご意見をお聞かせください！

市民意見交換会やパブリックコメントを実施します。皆さんからいただいたご意見のすべてに策定委員会がお答えします。

※各意見交換会の申込および傍聴などの詳細はこちら→



そもそも市民意見交換会でどんなことを発言すればいいの？  
初めて参加しようと思うんだけど…



A: 「子育ての取り組みをもっと進めてほしい」「災害対策でどのような取り組みをしているの？」「まちの緑をもっと増やしてほしい」など、これらの武蔵野市に進めてほしい取り組みや課題、疑問など自由にご発言ください。以下の日程で開催するのでぜひご参加ください！



過去の意見交換会の様子

### ■市民意見交換会(対面)※申込不要

- ①日時：2月4日(土)午後1時～3時  
場所：かたらいの道市民スペース
- ②日時：2月10日(金)午後7時～9時  
場所：商工会館市民会議室
- ③日時：2月26日(日)午前10時～正午  
場所：スイングスカイルーム

### ■市民意見交換会(オンライン)※要事前申込

- 日時：3月10日(金)午後7時～9時  
場所：オンライン(Zoom)

ちなみにこのほかにも行われる意見交換会はあるの？



A: 市議会議員や関係団体の皆さんとの意見交換会も実施します。  
傍聴を希望する方は、直接会場へお越しください。

- 市議会議員との意見交換会  
日時：2月9日(木)  
午前9時30分～午後8時  
場所：市役所412会議室

- 関係団体意見交換会  
日時：2月19日(日)  
午前9時～午後5時  
場所：市役所802会議室

※市議会議員との意見交換会はオンライン傍聴もできます(要事前申込)

## メールやファックスなどでも意見を受け付けています！

3月15日(水・必着)までに郵送・Eメール・ファックス(氏名・住所・電話番号を明記)・意見提出フォームまたは直接第六期長期計画・調整計画策定委員会事務局企画調整課(〒180-8777 緑町2-2-28)、FAX51-5638、sec-kikaku@city.musashino.lg.jpへ。



意見提出  
フォーム

## ◇武藏野市における長期計画・調整計画について

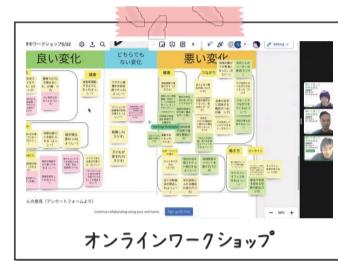
武藏野市は、昭和46（1971）年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武藏野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきました。第六期長期計画・調整計画においても、より多様で広範な市民参加により策定を進めています。



### 策定スケジュール

#### <令和4年>

- 5月：市民ワークショップ（オンライン）  
💡 52名の方にご参加いただきました。
- 6月：市民会議（計4回）  
💡 18名の市民委員が議論しました。
- 7月：中高生世代向け未来ワークショップ  
💡 18名の中高生世代の方にご参加いただきました。
- 市民意識調査  
💡 1468名の方から回答いただきました。
- 8月：市民ワークショップ（対面）  
💡 17名の方に参加いただきました。
- 策定委員会スタート（計9回）  
💡 市内在住の学識経験者・有識者や公募市民、副市長が議論しました。



#### <令和5年>

- 2月：討議要綱公表  
💡 今ココ
- 9月：計画案公表  
💡 9月に公表する計画案に対して、市民意見交換会やパブリックコメントを実施し、市民の皆さんからご意見を伺います。
- 11月：第六期長期計画・調整計画策定委員会案を市長へ答申



#### <令和6年>

- 1月：市長案を議会へ報告
- 3月：第六期長期計画・調整計画公表

## ◇基本的な考え方

調整計画の前提となる第六期長期計画では、長期計画における基本的な考え方として、4つの原則を掲げています。調整計画においてもこの基本的な考え方を継承しています。

1  
計画に基づく  
市政運営

2  
情報共有  
の原則

3  
市民参加  
の原則

4  
協働の原則

## ◇第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」と、それを実現するための5つの基本目標および前提となる5つの基本課題を定めています。

## ◇第六期長期計画(令和2[2020]年度～)の実績

第六期長期計画の目指すべき姿の実現に向け、すべての領域において新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、着実に事業を推進しています。

## ◇市政を取り巻く状況について

### 社会経済情勢などの変化

第六期長期計画がスタートした令和2（2020）年以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大により市民生活へのさまざまな変化がもたらされ、地域経済へも大きな影響を与えたほか、ウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰や急速な人口減少、デジタル技術革新など社会の仕組みなどに大きな変化がありました。このような社会経済情勢などの変化や今後発生する課題に対し、徹底した情報共有・市民参加を進め、市民自治・市民協働を一層充実させていく、課題を乗り越えていくことが求められます。こうした背景を踏まえ、調整計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げます。

#### ◆原油価格・物価高騰による経済の悪化

- 光熱水費や食材費等の高騰による市民生活、経済活動への影響
- 生活困窮者、家計急変者の増加など

#### ◆地球環境問題の深刻化

- 自然災害被害の甚大化（風水害・猛暑・地震）など
- DXの推進

#### ◆少子高齢社会の一層の進展

- 人生100年時代・労働力不足など
- 行政手続きのオンライン化など

#### ◆国際社会の動向

- 新型コロナウイルス感染症の流行など
- 国際社会の動向
- 全世界型社会保障の構築など

#### ■用語解説

\*財政力指数：財政基盤の強さや余裕度を示す指標。指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が高い団体であり、1を超える自治体は普通交付税の交付対象外となる。

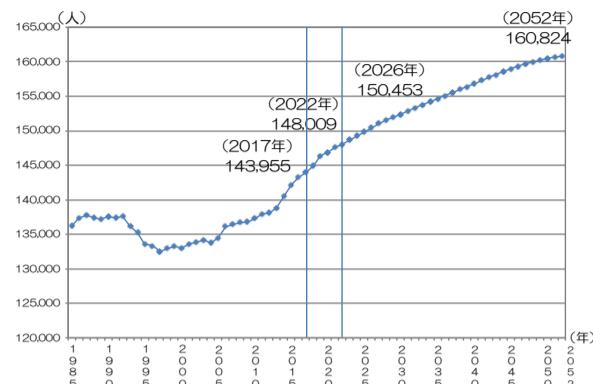
\*扶助費：児童福祉、生活保護など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

\*公債費：地方自治体の借入金の元金および利子の返済にかかる経費。

\*投資的経費：道路、公園、学校、庁舎等の整備に係る費用など。

## 将来人口推計

武藏野市の総人口は直近5年間で約4000人増加しており、現在約14万8000人となっています。令和4（2022）年に本市で実施した将来人口推計では、直近の増加傾向を踏まえて、令和8（2026）年には15万人を突破し、令和34（2052）年には約16万1000人になると推計しています。そのうち、日本人人口は、現在の約14万5000人から、令和34（2052）年には約15万7000人、外国人人口は、現在の約3000人から、令和34（2052）年には約4300人になると推計しています。



## 財政状況

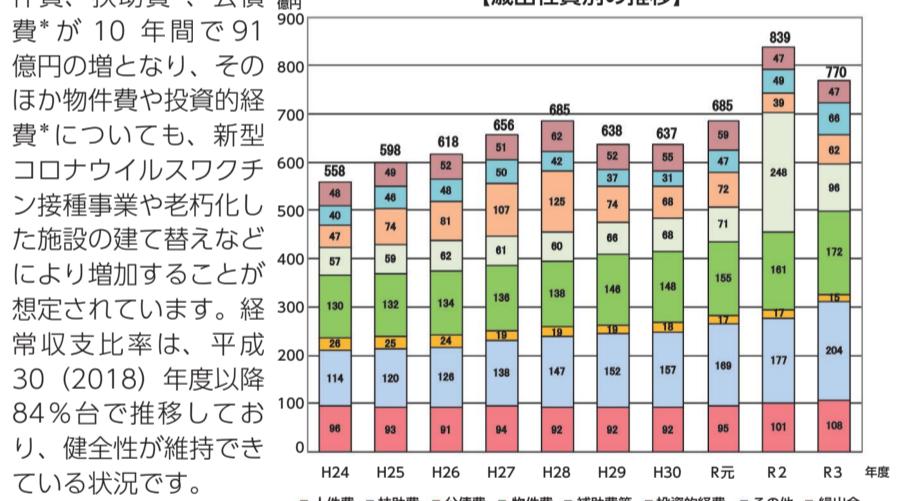
### 1) 日本経済の動向と国の財政

令和4（2022）年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、経済は持ち直しの動きを続け、ポストコロナの持続的な成長に向けた基盤整備を進めてきた旨が記載されています。

しかし、海外経済やウクライナ情勢の動向が不透明であり、今後の展開次第では、景気を下押しするリスクとなる可能性もあります。

### 2) 武藏野市の財政状況

武藏野市は、市民の担税力に支えられ健全な財政を維持しており、財政力指数\*は、令和3（2021）年度において、1.484（3カ年平均）と多摩26市の平均0.956（3カ年平均）より高く、健全性が高いことが示されています。過去10年間における決算は、500億円台後半から800億円台で推移しており、市税は400億円台となっています。歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費\*、公債費



### 3) 財政見通し

歳入では、個人市民税の増や固定資産税が安定的に推移することが見込まれる一方、税制改正による法人市民税の減額やふるさと納税による税収減も見込まれます。市税全体では、当面は微増から横ばいで推移すると見込んでいます。

歳出では、子育て支援や福祉施策に要する経費増が見込まれるほか、老朽化した学校施設や公共施設への対応など莫大な投資的経費が必要になります。

新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢、それらに起因する物価高騰など、これまで以上に社会情勢の変化が著しく、不確実性が増している状況ですが、市民福祉の向上のため、持続可能な財政運営を図り、必要な投資を行なう必要があります。

## 第六期長期計画・調整計画策定委員会

策定委員会は、市内在住の学識経験者・有識者や公募市民、副市長で構成され、市議会からの意見聴取や市民との意見交換会などを踏まえ、広い視野で計画案を策定し、市長に答申します。市長は、策定委員会からの答申を尊重し、長期計画・調整計画を策定します。委員名簿は下表のとおり。

◎委員長 ○副委員長（敬称略）

| 氏名     | 所属                    | 氏名     | 所属                      |
|--------|-----------------------|--------|-------------------------|
| ◎渡邊 大輔 | 成蹊大学文学部現代社会学科教授       | 鈴木 雅和  | 筑波大学芸術系名誉教授             |
| ○岡部 徹  | 東京大学生産技術研究所教授         | 中村 郁博  | 東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻客員教授 |
| 木下 大生  | 武藏野大学人間科学部社会福祉学科教授    | 箕輪 潤子  | 武藏野大学教育学部幼児教育学科教授       |
| 久留 善武  | 一般社団法人シルバーサービス振興会事務局長 | 吉田 勢津子 | 公募市民委員                  |
| 古賀 祐輝  | 公募市民委員                | 伊藤 英穂  | 副市長                     |
|        |                       | 恩田 秀樹  | 副市長                     |

## 1

## 健康・福祉

## Health &amp; Social Welfare



この分野では、一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられる「支え合いのまち」を築いていくことを目的に、5つの基本施策を進めます。介護や医療等のニーズがピークを迎える令和22（2040）年を展望して、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり（武蔵野市版地域包括ケアシステム）」を市民と行政とが一体となって推進していきます。

## 基本施策1

## まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

- 市民一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的な健康づくりを推進できる取組み（セルフケアの推進）を支援します。
- 地域団体や企業、専門職と連携した食育事業を推進します。
- 誰もが地域活動の担い手となり、活躍の場を広げる取組みを推進します。
- 地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 関係機関と連携を図りながら、障害者差別解消に向けた取組みを推進します。



## 基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

## 基本施策2

## 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

- まちぐるみの支え合いの理念を踏まえ、安心して暮らし続けるために、医療面から支える地域医療体制を整備します。
- 医療連携訓練等を実施し、災害時医療体制を構築します。
- 医療と介護の両方が必要な高齢者や障害者への切れ目のない在宅医療と介護の連携を推進します。
- 健康危機発生時に備え、医療関係機関等との連携を強化し、BCP\*やマニュアル等を整備します。
- 保健センターの増築及び大規模改修にて、機能の一部として感染症等に関する機能向上を図ります。



総合防災訓練医療連携訓練

## 基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

- 福祉総合相談窓口を活用した包括的・継続的な相談支援体制を強化します。
- 子育てと介護等を同時にいる人の現状把握やニーズ調査を行い、負担軽減に向けた取組みを検討します。

- 医療的ケア児\*コーディネーターを設置し、相談体制を整備します。
- 認知症の人とその家族を支援するとともに、認知症への理解ある地域づくりを推進します。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者について伴走型の支援を推進します。

- 個々の障害特性に応じた支援を受けられるような全市的な相談体制を構築します。
- ひとり暮らし高齢者等が社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりを進めます。
- 災害時に支え合える体制づくりを推進します。



## 基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

- 潜在的な地域福祉活動の担い手を発掘し確保します。
- 地域包括ケア人材育成センターの事業を検証し、各事業のさらなる充実・連携を図ります。
- 在宅介護・地域包括支援センターの体制強化、今後の人材育成方法を検討します。
- 資格保有を要件とする福祉専門職の採用について議論します。



## 基本施策5 新しい福祉サービスの整備

- 本市の地域特性に合わせた新たなサービス及び施設について、計画的に整備します。
- 更新時期を迎える高齢者施設について、サービスの継続に留意しながら個別施設ごとに検討を進めます。
- 障害者福祉センターの改築事業を計画的に進めます。
- （公財）武蔵野市福祉公社と（社福）武蔵野市民社会福祉協議会について、社会経済情勢の変化に伴い、引き続き統合を進めていくか検討します。



健康・福祉分野の課題についてより詳しく知りたい方は、市HPをご確認ください。市役所、各市政センター・図書館・コミセンなど（1頁左下参照）でも全文を掲載した冊子を配布しています。



## ■用語解説■

\* BCP : Business Continuity Plan (事業継続計画) の略。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。  
\* 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のこと。

## 2

## 子ども・教育

## Children &amp; Education

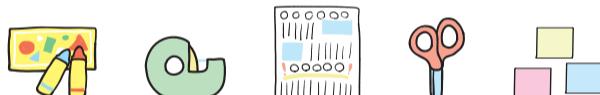


この分野では、子どもが基本的人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提として、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在として認められ、各人の個性が尊重された成長・発達ができるよう支援し、誰もが安心して子どもを産み育てられるよう環境を整備しています。そして、子どもと子育てを応援するまちの実現と、変化の激しい時代の子どもに必要な「生きる力」を育むことを目的としています。

## 基本施策 1

## 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

- ・子どもの権利条例（仮称）を制定し、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指します。
- ・こども家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備を行い、児童福祉と母子保健の一体的な相談体制を構築します。
- ・保健センター増築及び大規模改修にともなう複合施設整備により、多部門・多職種連携による相談支援体制を構築します。
- ・ヤングケアラー\*やケアを必要とする家族がいる家庭全体への支援のあり方を検討します。



## 基本施策 4 子どもの「生きる力」を育む

- ・幼稚園、保育園等と小学校の連携を深め、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を確保し、子どもの「生きる力」を育みます。
- ・市全体の幼児教育の質の向上を目指します。
- ・多様な居場所づくりを推進し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもや若者への支援を充実させます。
- ・学校改築と連動したラーニングコモンズ\*としての学校図書館のあり方を検討します。
- ・学校図書館サポーターの機能を拡充します。
- ・学習者用コンピュータを使った効果的な学習活動を展開し、デジタル・シティズンシップ教育の実践を進めます。
- ・公立学校の強みである多様性を生かし、市民性を育む教育活動を推進します。
- ・交流共同学習支援員や校内支援体制を拡充し、通常級と特別支援学級の相互交流及び共同学習を推進します。
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援を拡充するため、医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の整備などを行います。
- ・教育支援センターの機能強化や「家庭と子どもの支援員」の配置拡充の検討などにより、課題を抱える児童生徒が自分の居場所や学習機会を持つこと、また、社会的な自立に向かうことを目指します。



## 基本施策 2

## 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

- ・地域の力を生かした子育て支援を行い、保育施設等の職員の専門性を生かした子育て相談の機会を充実させるなど、多様な子育て支援ニーズに対応します。
- ・保育施設や幼稚園における一時保育事業の拡充を図り、多様化する保護者の働き方や家庭の状況に対応します。
- ・各保育施設の保育内容の充実や環境整備などにより、保育の質の向上を図ります。
- ・地域子ども館事業を充実させ、全ての就学児童が、放課後等を安全に過ごせるよう取り組みます。



## 基本施策 3

## 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

- ・市民や事業者との連携・協働により、まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業を推進します。
- ・保育人材や、子ども・子育てを支える地域の担い手等の確保・育成に努めます。



## 基本施策 5 教育環境の充実と学校施設の整備

- ・市講師をはじめ、教育を支える人員体制の効果検証や見直しを行い、教育力の向上をもたらす教職員の働き方を追求します。
- ・教員免許更新制に代わる国や都の方針を踏まえた新たな教員研修制度を推進します。
- ・開かれた学校づくり協議会の機能強化により、学校・家庭・地域の持続可能な協働体制の構築を目指します。
- ・学校施設整備基本計画に基づき、新しい時代の学びを実現する学校施設の改築を進めます。
- ・学校改築にあわせ小学校の自校調理施設の整備を進め、食育推進と安定的な給食の提供を目指します。
- ・部活動指導員の充実や体育協会との連携など持続可能な部活動のあり方を検討します。



子ども・教育分野の課題についてより詳しく知りたい方は、市HPをご確認ください。市役所、各市政センター・図書館・コミセンなど（1頁左下参照）でも全文を掲載した冊子を配布しています。



## ■用語解説■

\*ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。  
\*ラーニングコモンズ：図書館などに設けられる総合的な自主学習のための環境で、ICT機器などを備え、様々な学習形態の活用に対応するためのスペース。本市では、従来の学校図書館・パソコン教室に、多目的室の機能などを加えた総称として、改築後の学校における学習の中心として位置づけることを検討している。

## 3

## 平和・文化・市民生活

## Peace, Culture &amp; Civic Life



## 基本施策 1

多様性を認め合い尊重し合う  
平和な社会の構築

- ・パートナーシップ制度\*に係る適用施策等の拡充に向けた検討を進めます。
- ・戦争体験者の記憶を残し次世代に伝えていく方法等、これからの平和施策のあり方を検討します。
- ・多文化共生推進プランに基づき、多文化共生社会の形成に向けた取組みを推進します。



平和の集い

## 基本施策 2

## 災害への備えの拡充

- ・市民の防災力向上や無電柱化など減災に向けたまちづくりを推進します。
- ・河川と連携した下水道施設整備の検討など流域における治水対策を推進します。
- ・市外からの人的・物的支援を円滑に受けるための受援計画等の実行性を検証します。



防災フェスタ

## 基本施策 3

## 安全・安心なまちづくり

- ・「見せるパトロール」や「地域の防犯力向上」の取組みを進め、体感治安の向上を図ります。
- ・警察等の関係機関と連携し、特殊詐欺防止活動を継続して実施します。
- ・新型感染症に対する体制の再構築など危機管理体制の充実を図ります。



市民安全パトロール隊による通学路の見守り

## 基本施策 4 地域社会と市民活動の活性化

- ・地域で活動する団体が抱える担い手不足や相互連携等の課題の解決に向けた取組みを検討します。
- ・中央及び本町コミュニティセンターのバリアフリー化の具体的な対策を検討します。
- ・市民活動に関する多様な主体間の連携・協働を支援します。

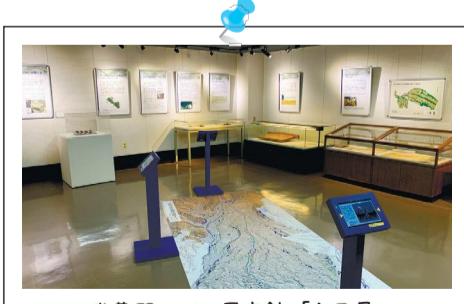


武藏野プレイス市民活動フロア

## 基本施策 6

## 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

- ・個人の学び直しや、学びを通じた人々との地域のつながりづくり等により生涯学習を推進します。
- ・全ての人への適切な読書支援を行うためのICT等の活用、また地域課題解決に取り組む機関等と図書館の連携を図ります。
- ・武藏野ふるさと歴史館について、地域の歴史や文化を次世代に伝えるため、歴史公文書の利用の促進を図ります。
- ・屋外プールの廃止を支持する市民アンケート結果も考慮し、全天候型の屋内プールの充実を検討します。



武藏野ふるさと歴史館「企画展」



## 基本施策 5 豊かで多様な文化の醸成

- ・青少年の相互交流を通じて、多様な文化への理解の促進を図ります。
- ・アンテナショップ「麦わら帽子」や市民交流等の相乗効果を生かし、友好都市の魅力発信、相互理解を促進します。
- ・市民文化の拠点として武藏野公会堂の再整備を行います。
- ・芸能劇場の設置目的の再検討や老朽化する設備の更新を図ります。
- ・松露庵のあり方について、廃止も視野に入れ検討します。
- ・(公財)武藏野文化生涯学習事業団との事業連携による市民サービス向上を目指します。



青少年の海外派遣事業

## 基本施策 7

## まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

- ・変化する社会に対応した産業振興施策を展開します。
- ・関係団体と連携し、産業の育成や他分野との連携、商店会の環境整備などに取り組みます。
- ・コロナ禍における観光推進のあり方について議論します。
- ・「CO + LAB MUSASHINO\*」により、本市の魅力創出を図ります。
- ・映画、音楽、アニメや漫画などの豊富なコンテンツを生かしたまちの魅力向上を図ります。
- ・将来にわたって農地を保全していくために、農地の貸借支援や農福連携事業に取り組みながら関係機関とも連携し農業振興を図ります。



CO + LAB MUSASHINOによる新商品の販売



△△△

平和・文化・市民生活分野の課題についてより詳しく知りたい方は、市HPをご確認ください。市役所、各市政センター・図書館・コミセンなど（1頁左下参照）でも全文を掲載した冊子を配布しています。



## 4

## 緑・環境

## Greenery &amp; Environment

eco



この分野では、地球規模の環境の変化を的確に捉えながら、武蔵野市が誇る魅力の一つである緑をはじめ、水やエネルギーなどの資源を確実に守り、次世代に引き継いでいくことで、持続可能な環境都市の実現を目指していきます。

## 基本施策 1

## 刻々と変化する環境問題への対応

- 「むさしのエコ re ゾート」が環境啓発の拠点として機能していくため、市民団体や事業者等が活躍できる場を提供するとともに、活動に参加しやすい仕組みをつくります。
- 各種イベントを通して環境配慮行動について情報発信を行うとともに、団体や市民等多様な主体のネットワークを構築し、環境啓発の取組みを進めます。
- 多くの市民が身近な緑に关心を持ち、緑に関わる活動に参加できる仕組みをつくります。
- 民有地での雨水浸透施設の設置等、健全な水循環への行動を促します。
- グリーンインフラ\*の整備手法や仕組みづくりについて検討します。



mu-sashi no ECO re ZOORT



## 基本施策 2

## 地球温暖化対策の推進



- 2050年ゼロカーボンシティ実現に向けて、気候市民会議\*における議論等を踏まえながら、市民・事業者の行動を後押しする市が担うべき効果的な支援策を検討し、実施します。
- 公共施設における省エネ対策等の取組みとあわせて電力の再エネ化を推進していくとともに、地域間の連携による再エネ電力調達のスキーム構築を検討します。
- エネルギー地産地消プロジェクト事業のさらなる運用の最適化を図るとともに、総合的視点から枠組みの見直しを検討します。



ゼロパートナー制度認定証

## 基本施策 3

## 「緑」を基軸としたまちづくりの推進



- 定期的な街路樹診断等を実施し、適切な樹木の保全を進めます。
- 市のシンボルや景観的な魅力となっている街路樹について、地域資産として保全する手法を検討します。
- 民有地の緑の保全と創出とともに、都市に残る貴重な農地の保全に努めます。
- 民間企業や市民等と連携した公園緑地の利活用について検討します。
- 豊かな街並みを創出するため、緑と水のネットワークを推進します。
- 老朽化した公園緑地の効率的・効果的な維持管理を行います。
- 森林環境譲与税を活用した新規の森林保全事業の立ち上げや森林由来のクレジットの購入等によるカーボン・オフセット\*の取組みを検討します。



中央通りの桜並木



さかい西公園

## 基本施策 4

## 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築



- ごみ・資源物の発生抑制や排出抑制、ごみ処理の効率化について新たな取組みを検討し、ごみの排出量の減少を目指します。
- プラスチックの分別・収集のあり方について、ごみ減量や環境負荷低減の観点から検討します。



緑・環境分野の課題についてより詳しく知りたい方は、市HPをご確認ください。市役所、各市政センター・図書館・コミセンなど（1頁左下参照）でも全文を掲載した冊子を配布しています。

## 基本施策 5

## 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保



- 国や東京都、大規模開発事業者等が実施する生活環境への影響が大きい事業等に対して、周辺環境への配慮や適切な情報提供を求めます。
- 生活関連公害の増加の要因と考えられる近隣関係の希薄化や孤立化を防ぐため、市民の意識（譲り合い）啓発を図るとともに、様々なチャンネルを活用して地域との顔の見える関係づくりを促します。
- いわゆるごみ屋敷や不適正なペット飼育等に起因する周辺環境への影響の深刻化防止や解決に向けて、分野横断的な連携による、全庁的な取組みを行います。



猫の譲渡会の様子



## 5

## 都市基盤

## City Infrastructure &amp; Urban Design



この分野では、地域ごとの特性を生かし、市民が参加することによって、より魅力的で活気あふれるまちを生み出すまちづくりを推進するとともに、地域の暮らしを支える道路や上下水道等の都市基盤の整備・維持・更新を行うことを目的としています。

## 基本施策1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

- ・高齢化の進展や働き方の変化等に対応した暮らしやすい生活圏の形成に向けて、民間施設などの誘導について研究します。
- ・無電柱化推進計画（仮称）を策定し、様々な手法を活用して無電柱化の取組みを進めます。

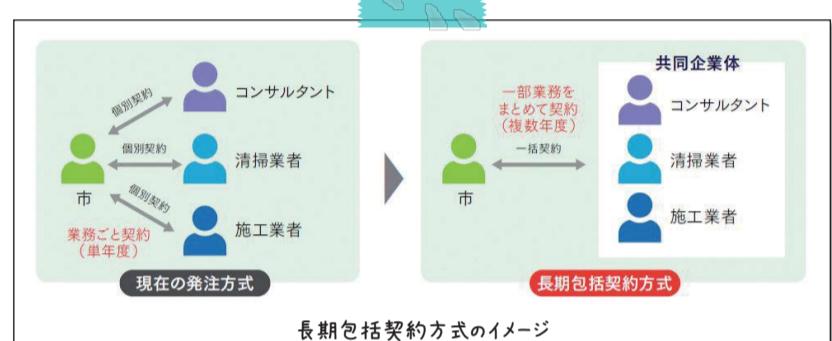


無電柱化した御殿山通り



## 基本施策2 将来にわたり持続性のある都市基盤づくり

- ・伏見通りや平和通りについては、課題を整理し、引き続き東京都と移管協議を進めます。
- ・安定的・持続的な下水道サービスのため、長期包括契約方式\*を試行的に導入し、民間事業者のノウハウを活用した執行体制の整備を進めます。
- ・安全で安定的な水道水を供給していくため管路の耐震化等を進め、都営水道への一元化を目指します。



## 基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

- ・自転車が関与する交通事故の割合は増加傾向にあるため、安全利用に関する教育や啓発を実施します。
- ・ムーバスの事業展開や料金体系については、様々な視点から議論します。
- ・今後設置される自転車駐車場については、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、配置を検討します。



自転車安全利用講習会



## 基本施策4 安全で快適な道路ネットワークの構築

- ・生活道路への通過・違反車両の流入に対して、警察等との連携や地域住民の理解・協力を踏まえて、安全対策を検討します。
- ・五日市街道や井ノ頭通り、優先整備路線にも位置付けられた女子大通りについて東京都に事業化を要請します。
- ・外環地下本線は、事業者に対して安全・安心な工事の実施を要請します。
- ・地上部街路である外環の2\*は、沿線区市と連携を図りながら東京都に丁寧な対応を求めていきます。



生活道路の安全対策（末広通り）

## 基本施策5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

- ・空き家対応、老朽化した分譲マンション等の耐震化、居住安定への支援等、住宅施策を総合的かつ体系的に推進します。
- ・武蔵野市あんしん住まい推進協議会の制度を活用した住宅確保要配慮者への支援の充実とともにさらなる支援策等について検討が必要です。
- ・今後の市営住宅・福祉型住宅の適正な管理・運営及び整備等のあり方について議論が必要です。



市営住宅・福祉型住宅



## 基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

- ・(吉祥寺) これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組みます。
- ・(三鷹) 駅前広場の交通機能や滞留空間の充足については面的な市街地再編も視野に検討を進めるとともに三鷹駅北口街づくりビジョンの改定を行います。
- ・(武蔵境) 駅周辺の道路整備に取り組みます。また、地域が主体となったまちのにぎわいづくりを継続的に支援します。



三鷹駅北口周辺社会実験



都市基盤分野の課題についてより詳しく知りたい方は、市HPをご確認ください。市役所、各市政センター・図書館・コミセンなど（1頁左下参照）でも全文を掲載した冊子を配布しています。



## 用語解説

\*長期包括契約方式: 単年度で個別に契約していた業務等について、複数業務等を一括して複数年契約する方式のこと。\*外環の2:外部環状線の2のこと。東京外郭環状道路（外環）は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のことであり、その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41（1966）年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。

# 6 行財政

## Municipal Administration & Finance

この分野では、拡大し高度化する公共課題に対して限られた経営資源を最大限有効に活用し、市民に信頼される市政運営を推進するために必要な体制や仕組みを整えることを目的としています。



### 基本施策 1 市民参加と連携・協働の推進

- ・武蔵野市自治基本条例\*に基づき、市民等との熟議・熟慮を重ね、住民投票条例制定に向けた検討を進めます。
- ・若い世代の市政への関心等を高める工夫を行います。また、市民参加の機会を広げるため、ICT技術を活用した手法を検討します。
- ・市民・市民団体の主体性を生かした連携・協働のさらなる充実のほか、財政援助出資団体や民間企業・大学等の強みを生かした公民連携の積極的な活用を検討します。



### 基本施策 2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション\*

- ・市民のライフスタイルの多様化やICTの発展を踏まえ、市民に対して分かりやすく、適切な方法でより親しみやすい広報の取組みを検討します。
- ・政策評価で重要な指標となる「市民意識調査」の実施手法等の拡充を検討し、「市政アンケート」についてはあり方も含めて再考します。
- ・市内外に対して市の政策や事業、魅力を積極的に発信し、都市ブランド（まちの認知度・信頼度）を向上させ、市民が市や地域に対して愛着と誇りを感じることができる取組みを推進します。



### 基本施策 3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

- ・第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画に基づき、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素として、市全体の将来像を見据え、公共施設や都市基盤施設を更新していきます。
- ・「旧赤星鉄馬邸」の利活用の検討を進めるとともに、貴重な緑を将来世代につなぐため、都市公園の設置を目指します。



### 基本施策 4 社会の変化に対応していく行財政運営

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による変化を捉えたうえで、今後の施策のあり方の方向性を示します。
- ・新たな行政評価制度（案）を試行的に実施します。
- ・健全財政を維持していくため、事務事業や補助金の見直しなど経常的な事業経費の節減に向けた具体的な取組みを検討します。
- ・武蔵野市自治体DXに関する全体方針に基づき、行政サービスの利便性向上、業務生産性の向上、情報セキュリティ対策の強化等、全庁横断的なDX推進に取り組みます。



- ・内部統制制度の導入については、従前から行っているリスクマネジメントの取組みとの関係を踏まえ検討します。
- ・定期的に手数料・使用料の見直しを行うとともに、利用者が負担すべき負担の範囲など今後の見直しの手法を検討します。
- ・財政援助出資団体を巡る経営環境の変化を踏まえ、「財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針」を改定します。
- ・分野横断的な事業を進めるための組織のあり方や運営方針、人材育成について議論します。



### 基本施策 5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

- ・一般技術職及び専門職のあり方や人材確保の方策を定期的に検証するとともに、効果的な能力開発の仕組みを検討するなど、人材育成を着実に進めます。
- ・行政の柔軟性を高めるため、専門的な知見、技術を有する市民を活用した人材確保を研究します。
- ・労働・生活をめぐる環境の多様化を踏まえ、超過勤務削減やメンタルヘルスの取組み等を強化し、職員の働きやすい環境づくりを進めます。



行財政分野の課題についてより詳しく知りたい方は、市HPをご確認ください。市役所、各市政センター・図書館・コミセンなど（1頁左下参照）でも全文を掲載した冊子を配布しています。



#### 用語解説

\*武蔵野市自治基本条例:令和2(2020)年4月に施行。本市がこれまで培ってきた市民自治の理念や市民参加の取組み等、市政運営のルールを明文化した。\*シティプロモーション:地域住民の愛着の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指すための一連の活動のことをいう。